

第2節 数値目標設定指標の動向

数値目標の14項目の指標のうち、「憲章」・「行動指針」策定時と比較できる項目についてみると、改善は6項目、悪化は3項目となっている。

(注)数値目標の14項目の指標の中には、「憲章」・「行動指針」策定時より調査対象が変更となっている項目が含まれている。

数値目標のうち、25～44歳女性や60～64歳男女等の就業率、保育等の子育てサービスを提供している割合については引き続き改善しているが、自己啓発を行っている雇用者の割合等は悪化している。

「行動指針」では、政策によって一定の影響を及ぼすことのできる14項目について、取組が進んだ場合に達成される水準を示す数値目標を設定しています。

〔参考〕

平成22年6月の「行動指針」の改定で、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)等との整合性を取りつつ、2020年の目標値が設定されました。また、指標についても一部見直しがされ、「就業率」について、全体をみる指標として「20～64歳」と「15歳以上」の区分が追加、若年層をみる指標として、「25～34歳男性」に代えて、「20～34歳」が追加、「65～69歳」が削除されたほか、「在宅型テレワーカー数」を「テレワーカー比率」に代えて設定、「女性の育児休業取得率」については、80%と設定していた目標値を大幅に超えたことから削除されました。

以下、数値目標に設定された指標の動きについて概観します。

「行動指針」策定時(2007年12月)と比較して、改善したものは、「就業率」のうち「25～44歳女性」、「60～64歳」、
、
、
、
の6項目となっている一方、悪化したものは
、
、
の3項目です。

なお、「就業率」のうち、「20～64歳」、「15歳以上」、「20～34歳」と、「在宅型テレワーカー数」については、平成22年6月の改定で追加・変更された指標であるため、以下の表では「行動指針」策定時の実績値を記載していません。

【図表 3-2-1 数値目標一覧】

数値目標設定指標の動向

データ公表時期の関係で、必ずしも最新の状況が反映されているわけではないことに留意が必要。

	行動指針策定 (2007.12)	レポート 2010 (2010.9 時点)	最新値	目標値 (2020 年)
就労による経済的自立が可能な社会				
就業率				
20～64歳	-	74.6% (2009)	74.7% (2010)	80%
15歳以上	-	56.9% (2009)	56.6% (2010)	57%
20～34歳	-	73.6% (2009)	73.7% (2010)	77%
25～44歳女性	64.9% (2006)	66.0% (2009)	66.6% (2010)	73%
60～64歳男女計	52.6% (2006)	57.0% (2009)	57.1% (2010)	63%
時間当たり労働生産性の伸び率 (、にも関わるものである)	1.6% (’96-’05年度の10年間平均)	1.7% (’00-’09年度の10年間平均)	1.5% (’01年度-’10年の10年間平均) 【注1】	実質GDP成長率に関する目標(2%を上回る水準)より高い水準
フリーターの数	187万人(2006) (H15年度にピークの217万人)	178万人(2009)	183万人(2010)	124万人 ピーク時で約半減
健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会				
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	41.5% (2007)	52.1% (2009)	46.3% (2011) 【注2】	全ての企業で実施
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8% (2006)	9.2% (2009)	9.4% (2010)	(10.0%(2008)から)5割減
年次有給休暇取得率	46.6% (2006)	47.4% (2008) 【注3】	48.1% (2010) 【注3】	70%
メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	23.5% (2002)	33.6% (2007)	-	100%
多様な働き方・生き方が選択できる社会				
在宅型テレワーカーの数	-	330万人(2008)	320万人(2010)	700万人(2015年)
短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	(参考)8.6%以下 (2005)【注4】	-	13.4% (2010)	29%
自己啓発を行っている労働者の割合				
正社員	46.2% (2005)	42.1% (2008)	41.7% (2009)	70%
非正社員	23.4% (2005)	20.0% (2008)	18.4% (2009)	50%
第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0% (2000-2004)【注5】	-	37.9% (2005-2009)【注6】	55%
保育等の子育てサービスを提供している割合				
保育サービス(3歳児未満)	20.3% (2007)	22.8% (2010)	24.0% (2011)【注7】	44% (2017年度)
放課後児童クラブ(小学1～3年)	19.0% (2007)	20.8% (2009)	21.2% (2010)	40% (2017年度)
男性の育児休業取得率	0.50% (2005)	1.72% (2009)	1.38% (2010)	13%
6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間	1日当たり60分 (2006)	-	-	2時間30分

注1 東日本大震災の影響により、推計に使用している「国民経済計算」、「労働力調査」、「毎月勤労統計調査」それぞれの2011年3月値において、被災地3県(岩手県、宮城県、福島県)の取り扱いが違うため、2010年値については時間あたり労働生産性の年度値の推計が困難なことから、2010年のみ年度値ではなく暦年値を使用して推計している。

注2 2010(平成22)年から、調査対象が「農林業、医療・福祉業、教育・学習支援業、サービス業を除く従業員数30人以上の企業」から「農林業を除く従業員数30人以上の企業」に変更されている。

注3 2007(平成19)年から、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」から「常用労働者が30人以上の民間企業」に変更されている。(参考)2006(平成18)年以前の調査方法による値は、2008(平成20)年は平均取得率48.1%、2009(平成21)年の平均取得率は48.2%、2010(平成22)年は49.3%である。

注4 2010年度の値は「平成22年度雇用均等基本調査」より、2005年の値は「平成17年民間企業の勤務条件制度等調査」より参考値として作成。短時間勤務制度の事由(複数回答)のうち、「自己啓発」、「地域活動」、「高齢者の退職準備」、「その他事由」、「事由を問わず認める」について集計。

注5 第13回出生動向基本調査(夫婦調査)より作成。第12回～第13回調査の当該第1子が1歳以上の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。

注6 第14回出生動向基本調査(夫婦調査)より作成。第12回～第14回調査の当該第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。

注7 2011(平成23)年の数値については、東日本大震災の影響によって調査を実施できなかった岩手県、宮城県、福島県の8市町村(岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町・広野町・富岡町)を除いている。

凡例 赤文字：行動指針策定時(平成19年12月)より改善
青文字：行動指針策定時(平成19年12月)より悪化
最新値欄の黒文字：「行動指針」策定時と比較が難しいもの
-：更新できないもの

(1) 就業率

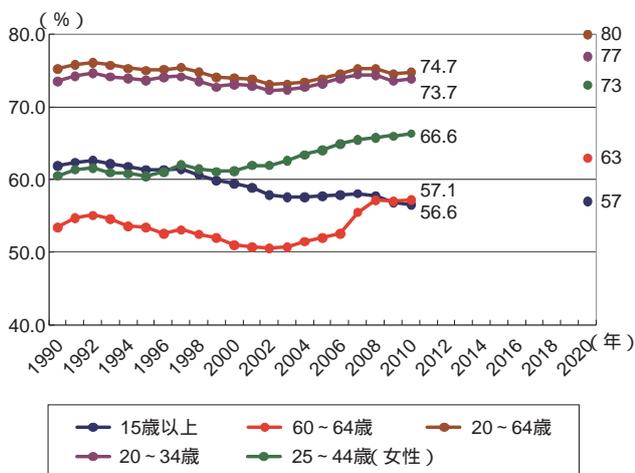
就業率をみると、20～64歳の就業率については、前年の減少から若干持ち直し、2010年では前年より0.1ポイント上昇し、74.7%となっています。15歳以上の就業率については、2008年以降下降しており、2010年では56.6%と引き続き低下傾向にあります。

20～34歳の若年層の就業率については、20～64歳の就業率と同じく、前年の減少から若干持ち直し、73.7%となっています。

25～44歳の女性の就業率については、上昇傾向が続いており、66.6%となっています。図表3-2-2でみると、25～44歳の女性の就業率は、2020年の目標値(73%)との差が他の項目と比べて最も大きくなっています。

60～64歳の就業率については、高齢者雇用確保措置の進展等により、ここ数年大きく上昇し、2003年から2008年までに6.5ポイント増加しましたが、その後は横ばいとなり、2010年では57.1%となっています。

【図表 3-2-2 就業率】

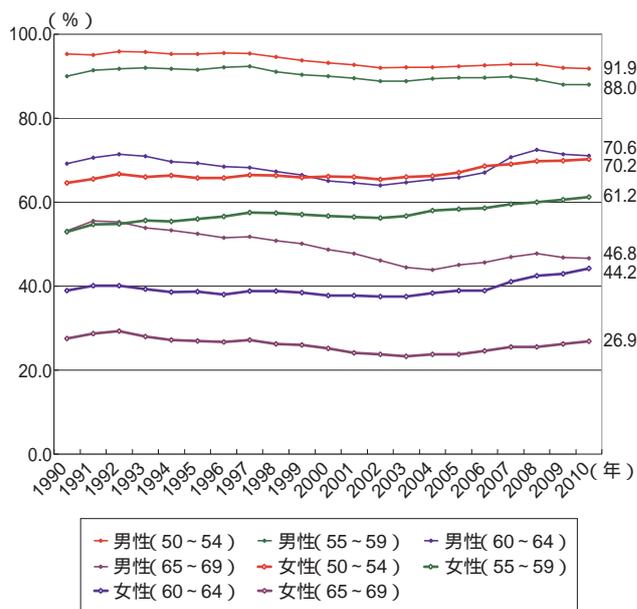


(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
2. 就業率は、15歳以上人口に占める就業者の割合である。

【参考】50歳以上の男女別就業率

60～69歳の就業率を男女別にみると、近年、60～64歳、65～69歳のどちらも、女性の就業率は上昇傾向にあります。しかし、いずれの年齢層でも男性よりも女性の就業率が大幅に低く、60～64歳では26.4ポイント、65～69歳では19.9ポイントの差がみられます。こうした男女間の差は、女性の継続就業の状況によるところも大きく、高齢者の就業促進とともに、女性が働き続けられる環境整備が求められます。

【図表 3-2-3 50歳以上の就業率(男女別)】



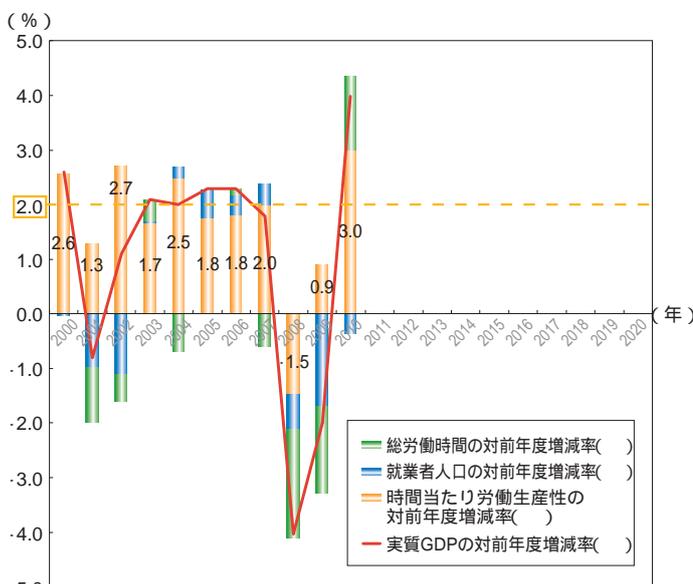
(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
2. 就業率は、15歳以上人口に占める就業者の割合である。

(2) 時間当たり労働生産性の伸び率

これまでの対前年度の時間当たり労働生産性の増減率をみると、2008年後半の経済状況の急速な悪化を受けて、2008年度は大きく落ち込みましたが、2009年度は0.9%、2010年は3.0%と回復がみられます。

図表3-2-4の備考4にあるとおり、東日本大震災の影響により、時間当たり労働生産性の推計に必要な「国民経済計算」、「労働力調査」、「毎月勤労統計調査」において、2011年3月値における被災地3県の取り扱いが異なるため、2010年値については2011年3月値の影響を受けない暦年値で比較しています。

【図表3-2-4 時間当たり労働生産性の伸び率の推移(対前年比、実質)】



(備考)

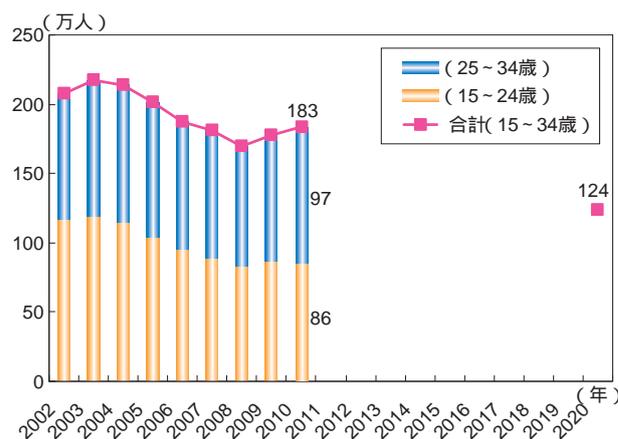
- 【内閣府「国民経済計算」(連鎖方式)】、【総務省「労働力調査」(年度平均)】、【厚生労働省「毎月勤労統計調査」(5人以上事業所)】より作成。
- 実質GDPは、四半期別GDP2次速報(平成23年6月9日公表)による。
- 「時間当たり労働生産性=実質GDP/(就業者×総労働時間)」から対前年度増減率で表示すると、「時間当たり労働生産性増減率(%)=実質GDP増減率(%)-(就業人口増減率(%) + 総労働時間増減率(%)」となる。
- 東日本大震災の影響により「国民経済計算」、「労働力調査」、「毎月勤労統計調査」それぞれの2011年3月値において、被災地3県(岩手県、宮城県、福島県)の取り扱いが違うため、2010年値については時間あたり労働生産性の年度値の推計が困難なことから、すべて暦年値を掲載している。

(3) フリーターの数

フリーター(15~34歳のパート・アルバイト及びその希望者)の数は、2004年以降5年連続で減少しましたが、2009年には増加に転じ、2010年においても前年より5万人増加し、183万人となりました。

2010年においては、15~24歳の層でフリーター数が減少しているものの、25~34歳の年齢層で、前年より6万人増加しています。

【図表3-2-5 フリーター数の推移】



(備考)

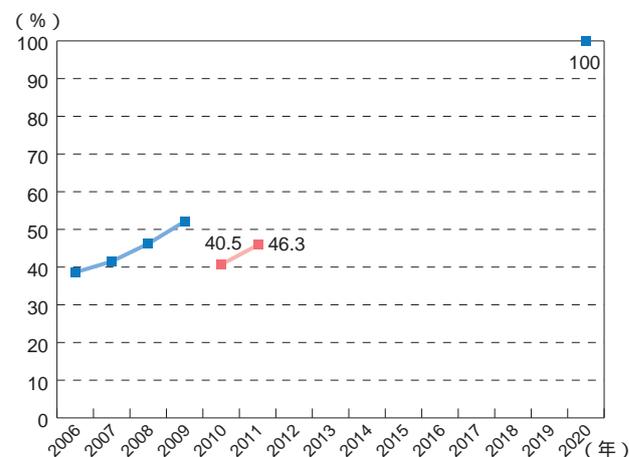
- 総務省「労働力調査」より作成。
- 数値は、男性は卒業生、女性は卒業で未婚の者のうち、雇用のうち「パート・アルバイト」の者、完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就職内定もしていない「その他」の者の合計。

(4) 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合

労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合をみると、2011年は46.3%となっています。

2010年の調査から、調査対象が「農林業、医療・福祉業、教育・学習支援業、サービス業を除く従業員数30人以上の企業」から、「農林業を除く従業員数30人以上の企業」に変更されています。

【図表3-2-6 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合】



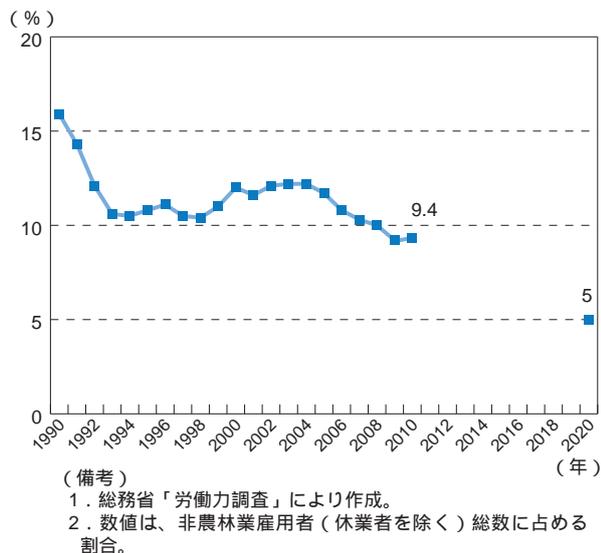
(備考)

- 厚生労働省「労働時間等の設定の改善を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」より作成。
- 2009年以前の調査対象：「農林業、医療・福祉業、教育・学習支援業、サービス業を除く従業員数30人以上の企業」
2010年以降の調査対象：「農林業を除く従業員数30人以上の企業」

(5) 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合

週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合をみると、1990 年代初めに急速に低下しましたが、1990 年代後半から 2000 年代前半にかけて上昇し、2004 年以降は再度低下に転じていました。2010 年は前年比で 0.2 ポイント増加して 9.4 % となっています。

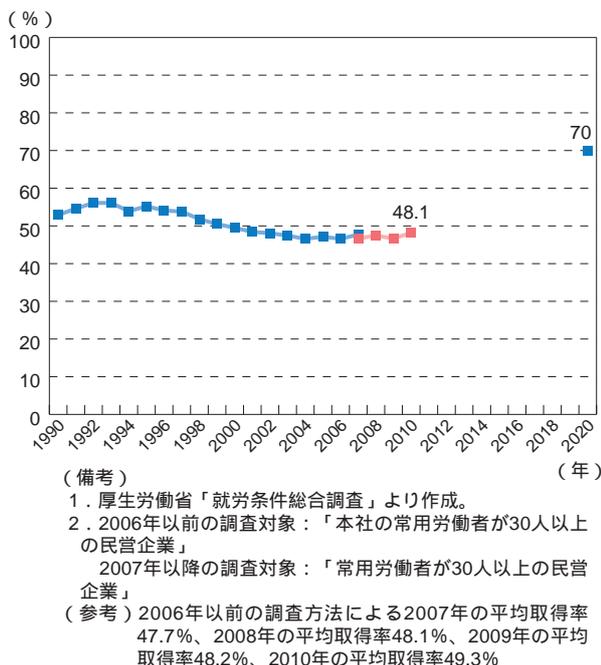
【図表 3-2-7 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合】



(6) 年次有給休暇取得率

年次有給休暇取得率をみると、1990 年代半ば以降低下傾向にあり、2000 年以降は 50 % を下回る水準で推移しており、2010 年も 48.1 % となっています。

【図表 3-2-8 年次有給休暇の取得率】



(7) メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合

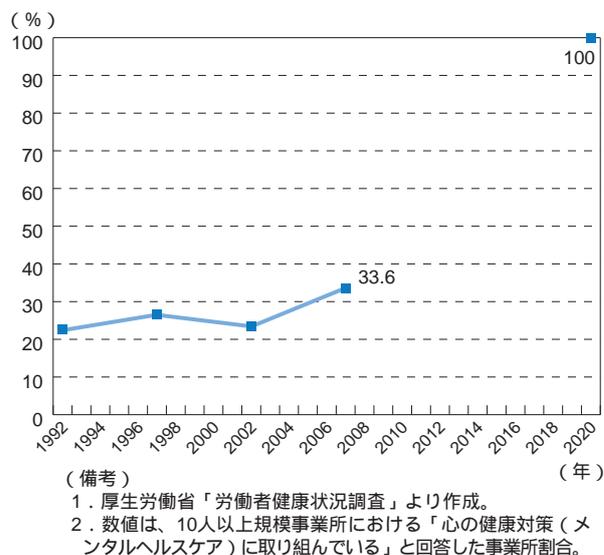
メンタルヘルスケアに取り組んでいる職場の割合をみると、2007 年は 33.6 % となり、2002 年に比べ、10.1 ポイント上昇しました。

また、事業所規模が大きいほど取り組んでいる職場の割合が高く、事業規模 5000 人以上では 100 %、1000 ~ 4999 人では、95.5 % となっています。また、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所のうち、52.0 % の事業者が専門スタッフを配置しています。

10 人以上規模事業所における「心の健康対策（メンタルヘルスケア）に取り組んでいる」と回答した事業所の割合

平成 19 年調査では、「心の健康対策（メンタルヘルスケア）」の取組内容として、「職場環境の評価及び改善」、「労働者からの相談対応の体制整備」、「労働者への教育研修、情報提供」、「管理監督者に対する教育研修、情報提供」、「メンタルヘルスケアの実務を行う担当者の選任」などが含まれている。なお、調査年毎に取組内容に関する質問項目が異なることに注意が必要。

【図表 3-2-9 メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合】



【参考】

【図表 3-2-10 メンタルヘルスケアに取り組んでいる職場の割合と専門スタッフの有無（規模別）】

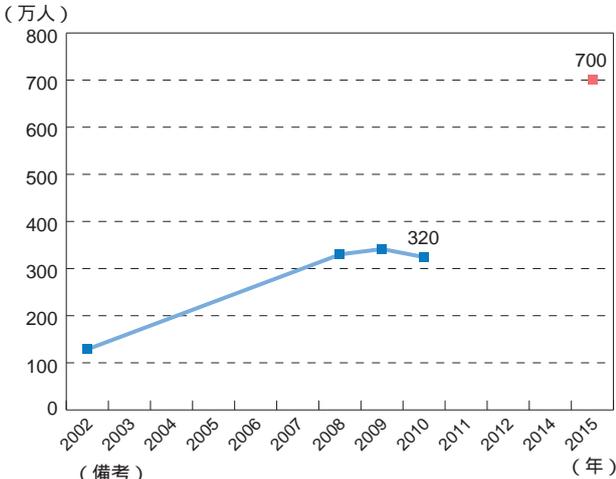
	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所計	専門スタッフがいる
平成 19 年	33.6	52.0
(事業所規模別)		
5000 人以上	100.0	100.0
1000 ~ 4999 人	95.5	94.8
300 ~ 999 人	93.0	80.4
100 ~ 299 人	64.1	73.2
50 ~ 99 人	45.2	67.3
30 ~ 49 人	36.8	53.2
10 ~ 29 人	29.2	45.0

(備考) 厚生労働省「労働者健康状況調査」より作成。

(8) 在宅型テレワーカー

在宅型テレワーカーについては、2010年の国土交通省が実施したテレワーク人口実態調査による分析では、就業者人口の4.9%、約320万人と推計されています。

【図表 3-2-11 在宅型テレワーカー】

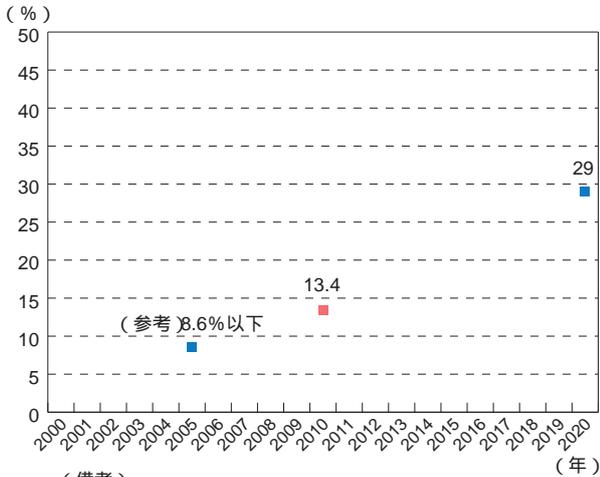


(備考)
 1. 国土交通省「テレワーク人口実態調査」による。
 2. 在宅型テレワーカーとは、以下のA.B.C.D.の4つの条件をすべて満たす人で、自宅を含めてテレワークを行っている者。
 A. ふだん収入を伴う仕事を行っている
 B. 仕事で電子メールなどのIT(ネットワーク)を使用している
 C. ITを利用する仕事場が複数ある、又は1ヶ所だけの場合は自分の所属する部署のある場所以外である
 D. 自分の所属する部署以外で仕事を行う時間が、1週間あたり8時間以上である

(9) 短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)

短時間勤務を選択できる事業所の割合(育児・介護のみを理由とする短時間・短日勤務は除く)は2010年度で13.4%となっている。

【図表 3-2-12 短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度)】

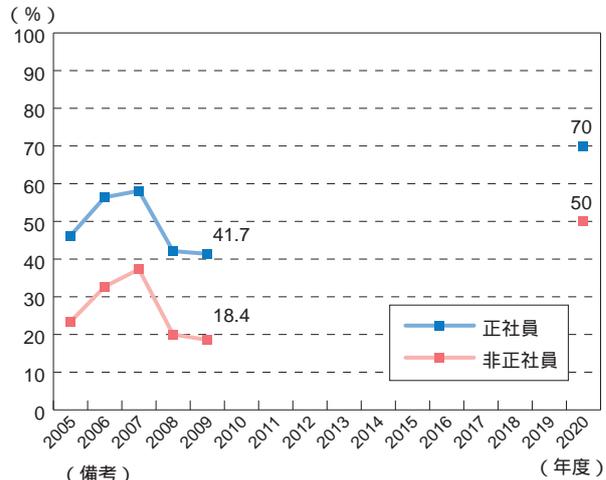


(備考)
 1. 2010年度の値は「平成22年度雇用均等基本調査」より作成。2005年の値は「平成17年民間企業の勤務条件制度等調査」より参考値として作成。短時間勤務制の事由(複数回答)のうち、「自己啓発」、「地域活動」、「高齢者の退職準備」、「その他事由」、「事由を問わず認める」について集計。
 2. 2010年のみ年度。

(10) 自己啓発を行っている労働者の割合

自己啓発を行っている労働者の割合をみると、2007年度までは正社員、非正社員ともに増加傾向にありましたが、経済状況の悪化等の影響により、正社員については41.7%、非正社員については18.4%となっています。

【図表 3-2-13 自己啓発を行っている労働者の割合】

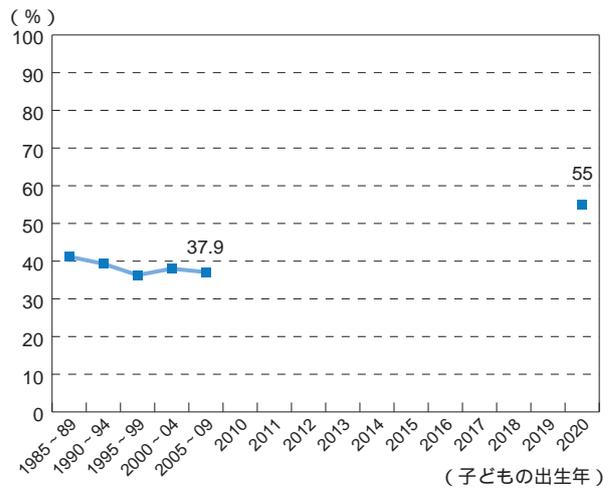


(備考)
 1. 厚生労働省「能力開発基本調査」により作成。
 2. 自己啓発とは、労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいう(職業に関係ない趣味、娯楽、健康増進のためのスポーツ等は含まない)。
 3. 年度は調査対象年度。

(11) 第1子出産前後の女性の継続就業率

第1子出産前後の女性の継続就業率をみると、子どもの出生年が2005~2009年である女性の就業継続率は37.9%となり、2000~2004年である女性に比べ減少したものの、ほぼ横ばいで推移しています。

【図表 3-2-14 第1子出産前後の女性の継続就業率】



(備考)
 1. 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」により作成。
 2. 数値は、当該年間に第1子を出産した女性について、第1子妊娠判明時に就業していた者に占める第1子1歳時にも就業していた者の割合。

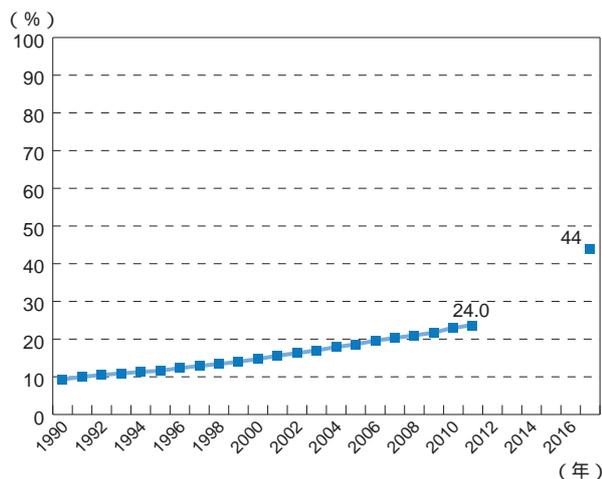
(12) 保育等の子育てサービスを提供している割合

保育サービス（3歳未満児）

保育等の子育てサービスを提供している割合についてみると、待機児童の8割を占める3歳未満時の公的保育サービスの利用割合（3歳未満児の保育所利用児童数の人口比）は、2011年4月1日時点で24.0%となり、引き続き増加しています。

図表3-2-15の備考3にあるとおり、東日本大震災の影響によって調査を実施できなかった岩手県、宮城県、福島県の8市町村（岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町・広野町・富岡町）を除いています。

【図表3-2-15 保育サービス
（3歳未満児の保育所利用児童数の人口比）】



（備考）

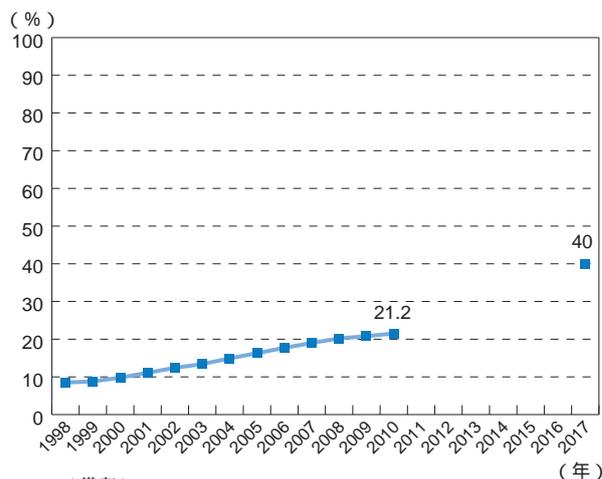
- 3歳未満人口は総務省「人口推計」、「国勢調査」より作成。保育所利用児童数は厚生労働省「福祉行政報告例」より作成。ただし、2007年～2009年は「保育所の状況等について」、2010年以降は「保育所関連状況取りまとめ」より作成。
- 人口は前年10月1日現在、保育所利用児童数は当年4月1日現在の値。
- 2011年の数値については、東日本大震災の影響によって調査を実施できなかった岩手県、宮城県、福島県の8市町村（岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町・広野町・富岡町）を除いている。

放課後児童クラブ（小学1～3年生）

放課後児童クラブ（小学1～3年生の放課後児童クラブ登録児童数の就学児童数に対する割合）については、2010年は21.2%となり、引き続き増加しています。なお、クラブ数については2010年の19,946カ所から、2011年も20,561カ所と引き続き増加しています。

2011年の放課後児童クラブ数については、東日本大震災の影響によって調査を実施できなかった岩手県及び福島県の12市町村（岩手県宮古市・久慈市・陸前高田市・大槌町、福島県広野町・鮎葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・川内村・籾尾村）を除いて集計しています。

【図表3-2-16 放課後児童クラブ
（小学1～3年生の放課後児童クラブ登録児童数の
就学児童数に対する割合）】



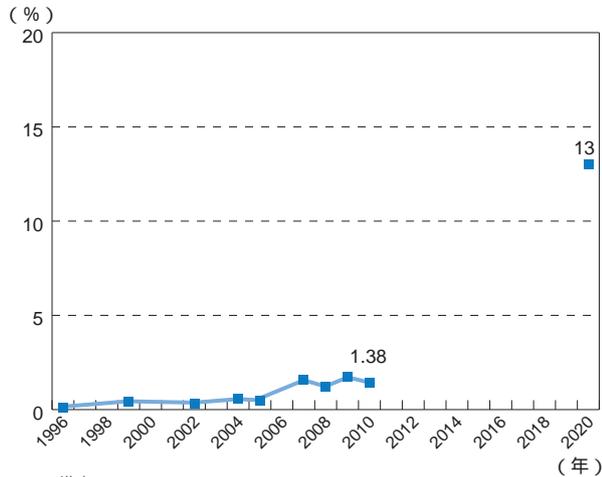
（備考）

- 放課後児童クラブ登録児童数は、厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況について」による各年5月1日現在の数値。
- 就学児童数は、文部科学省「学校基本調査」による年度値。

(13) 男性の育児休業取得率

2010年度の育児休業取得率については、女性は83.7%、男性は1.38%と、男女間で大きな差があり、男性は非常に低い水準で推移しています。

【図表 3-2-17 男性の育児休業取得率】



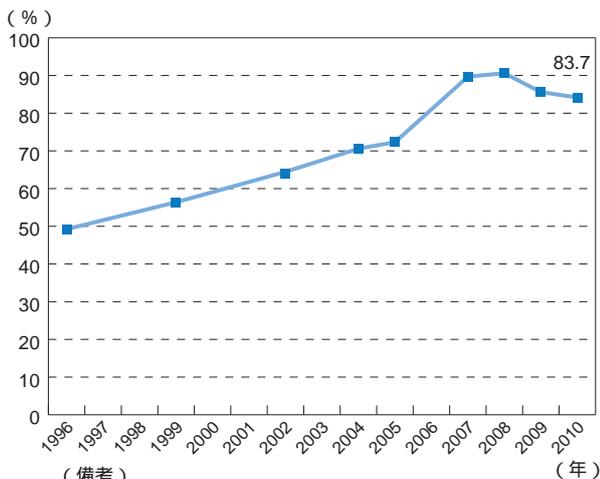
(備考)

1. 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」による。ただし、2007年以降は厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。
2. 数値は、調査年の前年度1年間に配偶者が出産した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始（申出）した者の割合。

【参考】女性の育児休業取得率

女性の育児休業取得率は、2000年代後半に大きく増加し、2008年度には90.6%に達しましたが、2010年度は、対前年度比で1.9ポイント低下し、83.7%となりました。

【図表 3-2-18 女性の育児休業取得率】



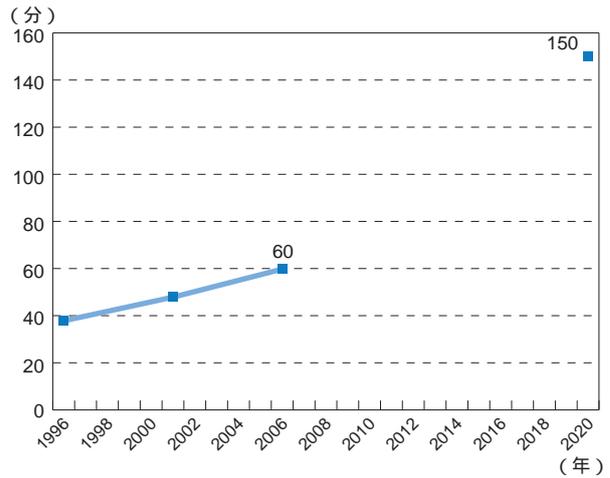
(備考)

1. 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」による。ただし、2007年以降は厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。
2. 数値は、調査前年度1年に出産した者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の割合。

(14) 6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間

6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間については、2006年は60分となり、2001年に比べて12分増加しましたが、引き続き低水準で推移しています。

【図表 3-2-19 6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間】



(備考)

1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
2. 数値は、夫婦と子どもから成る世帯における6歳未満の子どもをもつ夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計。